

秋田市告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和6年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和6年5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 國土調査として事業計画が決定された年月日

令和6年5月8日

2 調査を実施する者の名称

秋田市

3 調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市雄和平尾鳥字広面の一部

秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部

4 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで